

# 長野工業高等専門学校創立60周年記念事業実行委員会規則

制 定 令和4年12月14日

## (設置)

第1条 長野工業高等専門学校（以下「本校」という。）に本校の創立60周年記念事業を円滑に推進するため、長野工業高等専門学校創立60周年記念事業実行委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (審議事項)

第2条 委員会は次に掲げる事項を審議する。

- 一 事業計画に関すること。
- 二 募金活動の計画及び実施に関すること。
- 三 事業の実施に関すること。
- 四 その他、創立60周年記念事業に関すること。

## (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 校長
  - 二 副校長（総務主事）
  - 三 副校長（事務部長）
  - 四 その他校長が必要と認める者
- 2 前項第四号に規定する委員は、校長が指名する。

## (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、校長をもって充てる。

- 2 委員長は、必要に応じて会議を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、副校長（総務主事）がその職務を代行する。

## (委員以外の者の出席)

第5条 委員長は、必要があると認めたときは、第3条に規定する委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

## (ワーキンググループ)

第6条 委員会に第2条に規定する審議事項を円滑に実施するため、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループに関する必要な事項は、委員長が別に定める。（庶務）

## (解散)

第7条 委員会は創立60周年記念事業を実施し、委員会設置の目的が達成されたと

きには、委員会を解散し本規則を廃止する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則の定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (令和4年12月14日 制定)

この規則は、令和4年12月14日から施行する。